平成２６年（フ）第９３号
静岡県伊東市和田２丁目１番８号
破産者　有限会社東海リフォーム
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
静岡県沼津市市場町11番10号、登記簿上の本店所在地静岡県沼津市市場町11番11号
破産者　有限会社和敬工務店
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第６１号
愛知県一宮市神山３丁目６番24―302号　マイハイムかみやま
破産者　烏骨鶏本舗一宮店、いろから一宮店こと木村光洙こと　鄭　　光洙
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４４２号
愛知県刈谷市東陽町３丁目８番地
破産者　株式会社いとう観光社
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
三重県津市一志町高野1242番地２　エーデルハイム203
破産者　中田冨美子
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６３号
三重県津市白塚町1924番地３
破産者　Ｈａｉｒ　ｏｆ　ＫＡＴＥＭＵＬＬＥ　Ｒこと　谷村　和重
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８６号
京都府久世郡久御山町市田大領２番地の２
破産者　株式会社協利
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６６７号
兵庫県尼崎市立花町３丁目20番11号
破産者　宿久建設株式会社
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６０号
兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目25番５―160号
破産者　秋山　泰三
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８６号
兵庫県芦屋市潮見町13番12号
破産者　有限会社ストラテジー
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０９号
広島県三原市宮浦６丁目21番25号
破産者　有限会社ギフティージョイ
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第２９４号
熊本市東区尾ノ上４丁目12番55号
破産者　株式会社リープワン
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２０号
千葉県木更津市羽鳥野７丁目14番地５　レオパレス波岡弐211号
破産者　内村　直則
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１８６号
茨城県石岡市谷向町15番40号
破産者　清水　秀男
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２１号
茨城県かすみがうら市下稲吉3261―10　リュミエールＡ202号、住民票上の住所茨城県かすみがうら市中志筑2264番地２
破産者　霞　　正
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第４２号
茨城県つくば市大角豆2012番地214
破産者　新田　雄一
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第５８号
茨城県つくば市上郷1672番地７
破産者　小島　久美
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１８７号
埼玉県新座市石神１丁目４番15号
破産者　金井　俊男
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
千葉県富津市下飯野1196番地１　エレガンシア204
破産者　鈴木　大介
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第８５６号
愛知県豊橋市三ノ輪町３丁目105番地　Ｂ―101
破産者　竹川　秀人
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部